

労働 110 番です」。A 事業所の社長さんからのお電話で、「このたび従業員が 8 カ月勤めて退職することになったのですが、雇用保険は受け

名北協會相談員日誌 67



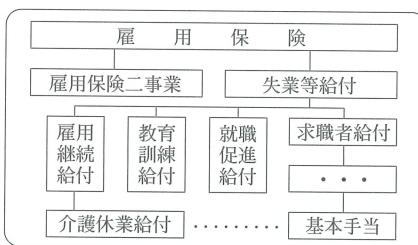
まちかど企業の 労働110番

昌門專金協準基勞北勞名

社会保険労務士 簡百合子

知らないと困る、雇用保険の“豆知識”

社会保険労務士 覧 知らないと困る、雇用保険の 2年間で通算 することができますので、この 場合は受給資格 が発生し、基本 手当を受けるこ とができます。 ただし、B事 業所で被保険期 間が12カ月以上 で、B事業所離 職後に管轄の公 共職業安定所で 受給資格の決定を受けて いた場合は、基本手当は B事業所での受給資格に 基づいて受給することに なります。 基本手当は労働者が失 業した場合にその者の生



名北労働基準協会では、6月22日より4回にわたり、「労働実務専門講座・基礎法令コース」を開催いたします。雇用保険においてさまざまな法

行同一の対象家族について同一の要介護状態を介護するための休業（93日まで）を原則1回しか取れなかつたのを3回まで分割して取得できるようになります。このような緩和策で、会社は優秀な人材の流失を防ぐことができ、労働者は失業の不安を解消することができます。

以上あることが要件となります。この場合1カ月に11日以上の賃金基礎日数が必要です。お尋ねしたところ、この従業員はA事業所での被保険者期間は8カ月間となります。が、前の職場のB事業所で直前まで10カ月間働

活の安定を図るために支給され、これにより安心して求職活動が行えるようになります。これを求職者給付と言います。

他に労働者が失業した場合にその者が再就職することを援助・促進することを目的として支給される就職促進給付、労働

ります。

改正がされています。そ
うした制度を有効に活用
できるよう、是非ご受講
ください。詳しくは、当
協会総合受付（☎052
-1961-1666）ま
でお問い合わせください。

労働実務専門講座 基礎法令コース

- | | |
|--------|--|
| 6月22日 | 労働基準法研修(労働基準法) |
| 7月 6 日 | 安全衛生研修(労働安全衛生法・安全衛生管理活動) |
| 7月20日 | 社会保険研修(健康・厚生年金・介護・各保険法) |
| 8月 3 日 | 労働保険研修(労災保険・雇用保険) |
| 受講料 | 会 員 4日 33,940円/1日 9,250円 時間 9:30~16:30
非会員 4日 41,140円/1日 11,310円 場所 当協会大議室
※当協会 総合受付(052-961-1666)まで |

Meihoku 平成28年(2016) 6月号 30